

大洗原子力工学研究所構内における樹木の伐採作業
仕様書

令和 7 年 7 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

保安管理部 核物質管理課

1. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所(以下「機構」という。)の構内において、樹木の伐採・剪定作業及び防草シートの敷設作業を受注者に請負わせるものである。受注者は、関係法令及び規程類を十分に理解し、受注者の責任と負担において、本業務を実施する。

2. 作業範囲

(1) 作業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所構内 指定場所 (3. 作業内容に記載のとおり)

3. 作業内容

(1) 樹木の伐採作業を行う。

- ・ 樹木を根元より伐採する。
- ・ 伐採する樹木の内訳については下記のとおり。
 - ① 伐採対象 1 : 雑木 (5m) : 5 本、雑木 (4m) : 3 本
 - ② 伐採対象 2 : 雑木 (5m) : 48 本
 - ③ 伐採対象 3 : 別紙 1 に示す範囲の樹高 5m 以下の樹木
 - ④ 伐採対象 4 : 別紙 1 に示す範囲の樹高 5m 以下の樹木
 - ⑤ 伐採対象 5 : 雑木 (7m) : 60 本

※ 伐採対象樹木の詳細な場所及び範囲については、別紙 1「伐採対象及び範囲」に示す。また、伐採場所の樹木の状況及び作業イメージについては、別紙 2「伐採対象参考写真及び作業イメージ」を参照すること。

- ・ 上記伐採対象 1～5 の伐採作業の妨げとなる周辺の雑木がある場合、原子力機構の許可を得たうえで同様に伐採するものとする。

(2) 樹木の剪定作業を行う。

- ・ 樹木の枝を剪定する。
- ・ 剪定する樹木の内訳については下記のとおり。剪定位置及び範囲については、別紙 1「伐採対象及び範囲」を参照すること。
 - ① 剪定対象 1 : フェンスから 2m 範囲内に張り出している幅約 130m 区間内の樹木の枝
 - ② 剪定対象 2 : 雑木 (8m) 3 本のうち、フェンス上に張り出している枝

(3) 防草シートの敷設作業を行う。

- ・ 防草シート敷設箇所の除草作業実施後、防草シートの敷設を行う。
- ・ 防草シート及び防草シートの固定用ピンは受注者にて準備すること。
- ・ 防草シートの仕様は下記のとおりとする。ただし、事前に原子力機構と協議し、同様の機能を有すると確認され、原子力機構より許可された場合は代替品の使用を可とする。

型式：植樹ニューマット C-3 谷口産業株式会社

耐候年数：約 15 年

素材：ポリエステル繊維

厚み：3mm

- ・ 防草シートが強風等でめくれないよう、防草シートを固定用ピンで固定すること。防草シート敷設箇所の地面が柔らかく、固定用ピンによる固定の効力が見込めない場合は、土嚢を防草シートの上に置く追加処置を行うこと。
- ・ 防草シート敷設箇所の内訳については下記のとおり。防草シート敷設箇所の詳細範囲については、別紙1「伐採対象及び範囲」を参照すること。

① 防草シート敷設箇所1：

幅130mの区間において、フェンスから構内側2m範囲内の雑草を除草し、既設の防草シートの横（構内側のフェンスから1～2mの区間）に新規の防草シート（幅1m）を敷設する。

② 防草シート敷設箇所2：

幅340mの区間において、フェンスから構内側1.8m範囲内の雑草を除草し、構内側のフェンス際に防草シート（幅1m）を敷設する。

③ 防草シート敷設箇所3：

計幅60m（30m+30m）の別紙1に示す区間において、二重フェンス内の外側フェンス際に防草シート（幅1m）を敷設する。

- (4) 作業により発生した伐採・剪定枝（幹、葉を含む）及び刈り取った雑草は、受注者にて処分する。
- (5) 作業終了後、作業場所の清掃を実施する。

※ (1)～(5)の作業の実施に当たっては、9.特記事項を遵守すること。

※ 作業中、腐食のある樹木を発見した場合は、速やかに機構担当者へ報告すること。

4. 実施期間及び作業指示

(1) 納期

令和8年2月20日

(2) 作業時間

原則として9：00～17：00とする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、その他機構が特に指定する日を除く。

また、機構担当者から別途指示があった場合はその指示に従うこと。

(3) 作業指示

受注者は、指示された期間において作業が終了するように作業工程表を作成すること。

なお、天候等の影響により作業工程に変更が生じる場合は、機構担当者と協議の上、変更した作業工程表を速やかに作成し、提出するものとする。

5. 提出書類

No	書類名	提出期日	部数	備考
1	作業安全組織・責任者届	契約後速やかに	1部	*1
2	作業関係者名簿	同上	1部	
3	作業工程表	同上	1部	
4	一般安全チェックリスト	同上	1部	
5	簡易リスクアセスメント	同上	1部	

	(S R A) シート			
6	委任又は下請負等の承認について	同上	1 式	*2 下請けのある場合
7	作業要領書（作業手順書）	同上	1 部	
8	緊急連絡体制表	同上	1 部	
9	K Y 実施記録	作業日の翌日まで ※3	1 部	
10	作業報告書（記録写真を含む）	契約納期まで	1 部	*4、*5
11	その他機構が必要とする書類			詳細は別途協議

*1：作業安全組織・責任者届において、現場責任者及び現場分任責任者には、機構の発行する「作業責任者等認定証」を所持する者を選任し、同認定証の写しを添付すること。

また、作業に用いる車両、装置類の運転に必要な資格を有していることを証明できる資料の写しを添付すること。

*2：委任又は下請負届については、提出から 2 週間以内に機構から受注者へ変更請求を行わない場合には、自動的に承認したものとみなす。

*3：作業日の翌日が休日の場合、機構の翌出勤日までに提出すること。

*4：記録写真の撮影に当たっては事前に機構の承認を得るものとし、撮影の禁止されている建屋や設備等が写真に含まれないようにすること。

*5：作業前と作業後が分かるようにすること。

（書類提出場所）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 保安管理部 核物質管理課

6. 検収条件

終了後、上記 5. 提出書類に定める提出書類の確認及び目視による現地確認を行い、仕様書で定める作業が実施されたと認めたときをもって作業完了とする。

なお、これら確認の結果、仕様内容を満足していないと認められた場合には、受注者は直ちに自己の責任と負担において、良好であると確認されるまで作業を行うこととする。

7. 総括責任者

受注者は本契約作業を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の業務に当てる。

- (1) 受注者の作業従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約作業履行に関する機構担当者との連絡及び調整
- (3) 受注者の作業従事者の規律秩序の保持及びその他本契約作業の処理に関する事項

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約に置いて、グリーン購入法（国による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定

める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 特記事項

- (1) 作業に先立ち、大洗原子力工学研究所構内における作業に必要な「作業責任者等認定証」を作業開始前までに取得すること。
- (2) 施設、車両、物品等を損傷しないよう注意して作業を実施すること。作業中に毀損した場合は、速やかに機構担当者に報告し、現状復旧を行うこと。
- (3) 車両又は留置してある物品、道路及び歩道周辺で作業を実施する場合は、必要に応じてカラーコーン等による立入を規制する措置又は養生を行うこと。
- (4) 作業期間中、車両等の通行に十分注意を払い、必要に応じて交通規制（全面通行止め又は片側交互通行の措置）を行い、誘導員を配置すること。
- (5) 作業後は後片付けを行うこと。また、用具等を道路上に放置しないこと。
- (6) 受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程類を遵守し安全性に配慮して作業を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (7) 受注者は作業を実施することにより取得した情報を、第三者に有償又は無償で提供してはならない。
- (8) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構担当者の指示に従い行動すること。
- (9) 受注者は、作業従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序並びに風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (10) 現場作業に関して、大洗原子力工学研究所が定める「安全管理仕様書」に従うこと。

10. 検査員及び監督員

検査員：一般検査 管財担当課長

監督員：保安管理部 核物質管理課員

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

雑木 (伐採対象 2)
高さ 5m×48 本

至水戸

雑木 (剪定対象 2)

高さ 8m×3 本

・雑木 (8m) 3 本のうち、フェンス上に張り出している枝を剪定する。

雑木 (伐採対象 1)

① 高さ 5m×5 本

② 高さ 4m×3 本

北門警備所外壁沿いの雑木を伐採する。

道

約 130m

雑木 (剪定対象 1、伐採対象 3、防草シート敷設箇所 1)

本数不明 (幅約 130m)

- ・フェンスから 2m 範囲内に張り出している樹木の枝を剪定する。
- ・フェンスから 2m 範囲内の樹高 5m 以下の樹木を伐採する。
- ・フェンスから 2m 範囲内の雑草を除草する。
- ・上記の剪定・伐採・除草作業後、既設の防草シートの横 (フェンスから 1~2m の区間) に新規の防草シート (幅 1m) を敷設する。

約 340m

雑木 (防草シート敷設箇所 2、伐採対象 4)

本数不明 (幅約 340m)

- ・フェンスから 1m 範囲内の樹高 5m 以下の樹木を伐採する。
- ・フェンスから 1.8m 範囲内の雑草を除草する。
- ・上記の伐採・除草作業後、フェンス際に防草シート (幅 1m) を敷設する。



至鉾田

(別紙 1-1) 伐採対象及び範囲 (北地区)

至水戸

国
道
51
号
線

雑木（伐採対象5、防草シート敷設箇所3）

高さ 7m×60 本（約 120m）

二重フェンス内の雑木に対して、約 30m の区間ごとに下記 4 パターンの伐採及び防草シート敷設作業を行う。

パターン①（約 30m）

- ・ 2 列共に伐採する（外側 10 本、内側 10 本）

パターン②（約 30m）

- ・ 2 列共に伐採する（外側 10 本、内側 10 本）
- ・ 上記の伐採後、二重フェンス内の外側フェンス際に防草シート（幅 1m×30m）を敷設する。

パターン③（約 30m）

- ・ 外側 1 列のみを伐採する（外側 10 本）

パターン④（約 30m）

- ・ 外側 1 列のみを伐採する（外側 10 本）
- ・ 上記の伐採後、二重フェンス内の外側フェンス際に防草シート（幅 1m×30m）を敷設する。

至鉾田



（別紙 1-2）伐採対象及び範囲（南地区）

別紙2：伐採対象参考写真及び作業イメージ

伐採対象樹木 参考写真

伐採対象 1



①高さ5m×5本



②高さ4m×3本

北門警備所外壁沿いの雑木を伐採

伐採対象 2 - 1



フェンス際の雑木が伐採対象
写真の奥側のフェンス沿いも含む。
(高さ5m×48本)

伐採対象 2 - 2



(フェンス内側から伐採対象を写した様子)
フェンス内は木が2列で生えており、赤枠で
囲ったフェンス側の雑木が伐採対象。

別紙2：伐採対象参考写真及び作業イメージ

剪定対象樹木 参考写真

剪定対象 1

フェンスから2m範囲内に張り出している樹木の枝を剪定。

2m



剪定対象 2-1



赤丸範囲内のフェンス際に張り出している枝を剪定

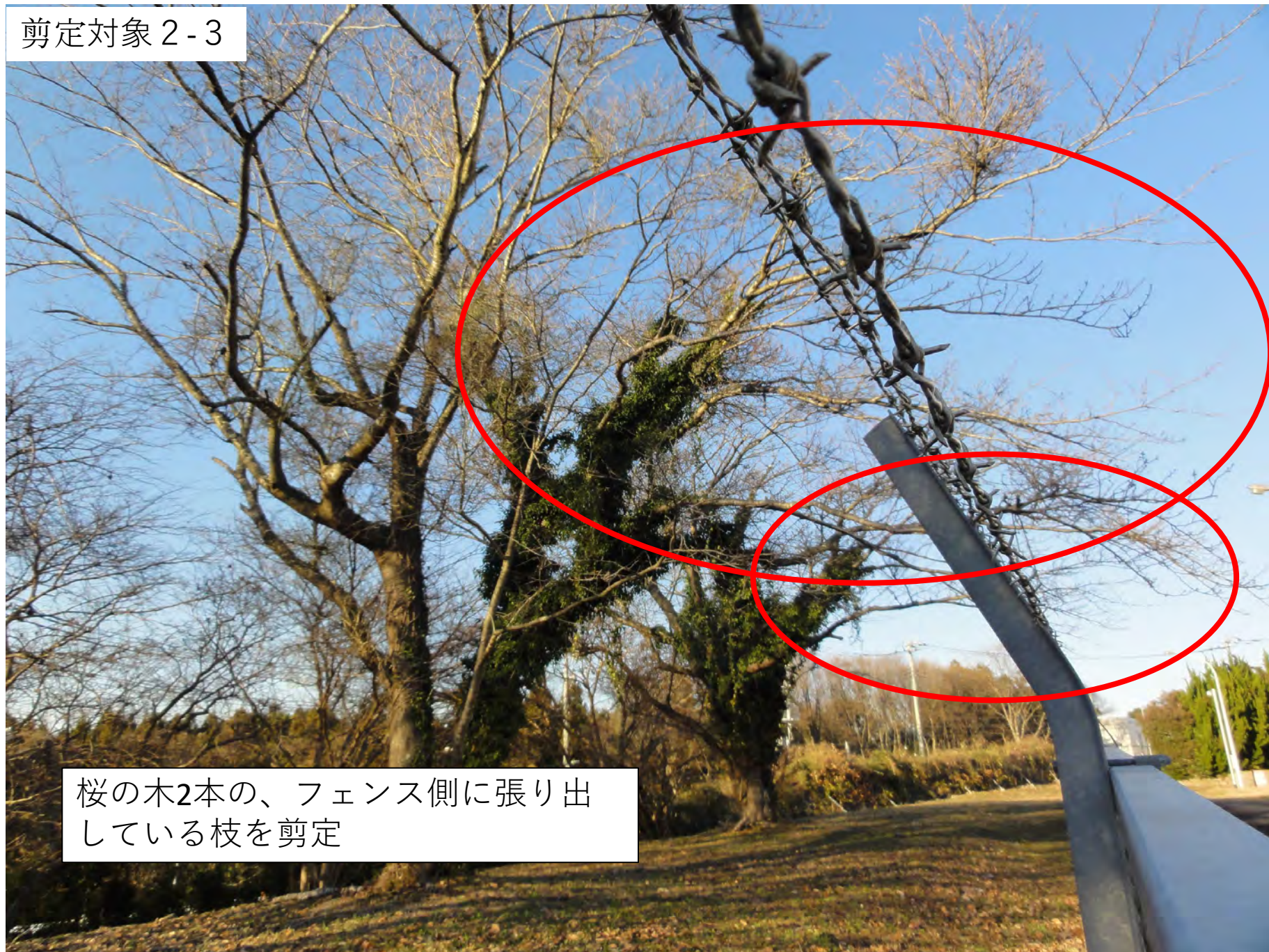
※同じ木の裏側の枝2本も剪定対象（剪定対象2-2参照）

剪定対象 2 - 2



赤丸範囲内のフェンス際に張り出している枝2本を剪定

剪定対象 2 - 3



桜の木2本の、フェンス側に張り出している枝を剪定

防草シート敷設箇所 参考写真

防草シート敷設箇所 1

雑草の除草作業を行ったうえで、
構内側のフェンス際に防草シート
(幅1m) を敷設。



幅1m